

第123回宍粟市議会定例会 提出議案等一覧（令和7年5月30日提出分）

議案番号	件 名
第 77 号議案	令和7年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）
第 78 号議案	宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第 79 号議案	宍粟市議会議員及び宍粟市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正について
第 80 号議案	宍粟市税条例の一部改正について
第 81 号議案	宍粟市産業立地促進条例の一部改正について
第 82 号議案	旧慣による公有財産の使用権の廃止について
報告第5号	市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について

第77号議案

令和7年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度宍粟市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ68,706千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,458,706千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年5月30日提出

宍粟市長 福元晶三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		2,793,344	46,482	2,839,826
	2 国 庫 補 助 金	795,906	46,482	842,388
21 諸 収 入		1,152,579	16,224	1,168,803
	4 雑 入	813,355	16,224	829,579
22 市 債		1,897,700	6,000	1,903,700
	1 市 債	1,897,700	6,000	1,903,700
歳 入 合 計		25,390,000	68,706	25,458,706

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民 生 費		7,656,821	46,482	7,703,303
	1 社 会 福 祉 費	4,071,052	46,482	4,117,534
8 消 防 費		1,099,163	22,224	1,121,387
	1 消 防 費	1,099,163	22,224	1,121,387
歳 出	合 計	25,390,000	68,706	25,458,706

第 2 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
消 防 施 設 整 備 事 業	69,400	75,400

1 総括
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	2,793,344	46,482	2,839,826
21 諸収入	1,152,579	16,224	1,168,803
22 市債	1,897,700	6,000	1,903,700
歳入合計	25,390,000	68,706	25,458,706

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
3 民生費	7,656,821	46,482	7,703,303	46,482					
8 消防費	1,099,163	22,224	1,121,387		6,000	16,224			
歳出合計	25,390,000	68,706	25,458,706	46,482	6,000	16,224			

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	243, 855	46, 482	290, 337	1 総務管理費補助金	46, 482	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 46, 482
計	795, 906	46, 482	842, 388			

(款) 21 諸収入

(項) 4 雑入

7 雑入	672, 206	16, 224	688, 430	7 消防費雑入	16, 224	消防団員退職報償金 16, 224
計	813, 355	16, 224	829, 579			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

7 消防債	124, 900	6, 000	130, 900	1 消防債	6, 000	緊急防災・減災事業債(消防施設整備事業) 6, 000
計	1, 897, 700	6, 000	1, 903, 700			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 社会福祉 総務費	813, 191	46, 482	859, 673	46, 482				10 需 用 費	56	文具消耗器材	56
								11 役 務 費	426	郵便料	426
								18 負担金、補助 及 び 交 付 金	46, 000	しそ う 物価高騰支援給付金	46, 000
計	4, 071, 052	46, 482	4, 117, 534	46, 482							

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

2 非常備消 防費	171, 218	16, 224	187, 442			16, 224		7 報 償 費	16, 224	消防団員退職報償金 16, 224
3 消防施設 費	76, 713	6, 000	82, 713		6, 000			14 工 事 請 負 費	6, 000	施設整備工事費 6, 000
計	1, 099, 163	22, 224	1, 121, 387		6, 000	16, 224				

第78号議案

宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年5月30日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年宍粟市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
(介護休暇) 第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6か月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 [2・3 略] <u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u> <u>第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を</u>	(介護休暇) 第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第19条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6か月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 [2・3 略] [削除]

改 正 前	改 正 後
<u>確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> [追加]	[削除] <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第19条の2 任命権者は、宍粟市職員の育児休業等に関する条例（平成17年宍粟市条例第38号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>（3） 宍粟市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対</u>

改 正 前	改 正 後
[追加] [追加]	<u>象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> <u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）</u> <u>第19条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第19条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。	

(宍粟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 宍粟市職員の育児休業等に関する条例（平成17年宍粟市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 [(1) 略] (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。） (部分休業の承認) 第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 [(1) 略] (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。） (第1号部分休業の承認) 第18条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項

改 正 前	改 正 後
同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 <u>労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)</u>又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による<u>介護時間(以下「介護時間」という。)</u>の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 [追加]	<u>に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)</u>の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 <u>労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)</u>又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による<u>介護時間</u>の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。 <u>(第2号部分休業の承認)</u> <u>第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u>

改 正 前	改 正 後
[追加] [追加] [追加] (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第19条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第6条	(1) <u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> (2) <u>第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> 第18条の3 <u>育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> 第18条の4 <u>育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> (2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> 第18条の5 <u>育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第19条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤

改 正 前	改 正 後
第1項の規定にかかわらずその勤務しない1時間につき、給与条例第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第20条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>	務しない場合には、給与条例第6条第1項の規定にかかわらずその勤務しない1時間につき、給与条例第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第20条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の宍粟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における同条第1項の規定による部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の宍粟市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

第79号議案

宍粟市議会議員及び宍粟市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正について

宍粟市議会議員及び宍粟市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年5月30日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市議会議員及び宍粟市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

宍粟市議会議員及び宍粟市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成17年宍粟市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
(掲載文の申請) 第3条 〔略〕 2 前項の掲載文については、候補者は、その責任を自覚し、 <u>他人</u> の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載し、又は記録してはならない。	(掲載文の申請) 第3条 〔略〕 2 前項の掲載文については、候補者は、その責任を自覚し、 <u>他人若しくは他の政党その他の政治団体</u> の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載し、又は記録してはならない。
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第80号議案

宍粟市税条例の一部改正について

宍粟市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年5月30日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市税条例の一部を改正する条例

宍粟市税条例（平成17年宍粟市条例第81号）の一部を次のように改正する。
次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
（公示送達） 第18条 法第20条の2の規定による<u>公示送達</u>は、宍粟市公告式条例（平成17年宍粟市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行う</u>ものとする。	（公示送達） 第18条 法第20条の2の規定による<u>公示送達</u>は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を宍粟市公告式条例（平成17年宍粟市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u>
（納税証明事項） 第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	（納税証明事項） 第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。
（所得控除） 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金	（所得控除） 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金

改正前	改正後
控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)<u>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活</u>	控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、<u>法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)</u>の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控

改 正 前	改 正 後
動法人及び同条第４項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第６項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第２項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 [２～10 略] （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の３の２ 所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 [(１)・(２) 略] (３) <u>扶養親族</u>の氏名 [(４) 略] [２～６ 略] （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）	除、法第313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の７第１項（同項第２号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第２条第３項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第４項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第６項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第２項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 [２～10 略] （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の３の２ 所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 [(１)・(２) 略] (３) <u>扶養親族又は特定親族</u>の氏名 [(４) 略] [２～６ 略] （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

改 正 前	改 正 後
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に<u>限る。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 [(1)・(2) 略] (3) <u>扶養親族</u>の氏名 [(4) 略] [2～5 略] 附 則	第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に<u>限る。</u>）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、<u>合計所得金額が85万円以下であるものに限る。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 [(1)・(2) 略] (3) <u>扶養親族又は特定親族</u>の氏名 [(4) 略] [2～5 略] 附 則 <u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u>

改 正 前	改 正 後
[追加]	第16条の2の2 <u>令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u> <u>（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u> <u>（2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u> <u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> 3 <u>前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> 4 <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>（1）第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>（2）第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。	

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 附則第16条の2の2を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- （2） 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の宍粟市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の宍粟市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、宍粟市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 宍粟市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

第81号議案

宍粟市産業立地促進条例の一部改正について

宍粟市産業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年5月30日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 一 号

宍粟市産業立地促進条例の一部を改正する条例

宍粟市産業立地促進条例（平成26年宍粟市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
（同意促進区域における課税免除） 第7条 市長は、<u>市</u>の同意促進区域（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第2項第1号に規定する促進区域であつて、同条第6項の規定による同意を得た基本計画により定められたものをいう。）において、同項の規定による基本計画の同意の日から<u>令和7年3月31日</u>までに、同法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従つて対象施設（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する施設をいう。）を設置した者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（<u>令和2年3月19日</u>以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税免除をすることができる。 [2・3 略]	（同意促進区域における課税免除） 第7条 市長は、<u>市内</u>の同意促進区域（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第2項第1号に規定する促進区域であつて、同条第6項の規定による同意を得た基本計画により定められたものをいう。）において、同項の規定による基本計画の同意の日から<u>令和10年3月31日</u>までに、同法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従つて対象施設（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する施設をいう。）を設置した者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（<u>令和7年4月1日</u>以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税免除をすることができる。 [2・3 略]
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第82号議案

旧慣による公有財産の使用権の廃止について

次の公有財産の使用に関する旧来の慣行を廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の6第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年5月30日提出

宍粟市長 福元晶三

所在地	地目	地積（㎡）	旧来の慣行を廃止する面積（㎡）
宍粟市波賀町鹿伏字西山1番9	山林	666,616	43.39

報告第 5 号

市議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により定めた市長において専決処分をすることができる事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 30 日 提出

宍粟市長 福 元 晶 三

事件概要	相 手 方	損害賠償額	専決年月日
令和 7 年 1 月 31 日 午前 9 時 24 分頃、宍粟市山崎町木ノ谷 183 番地 1 東方約 100 メートルにおいて、労働者派遣元事業主公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会会員が職務 上市有自動車を運転中に過失により相手方に身体的被害を与え、及び相手方所有の車両 を破損させたもの	兵庫県佐用郡佐用町 個人	623,587 円	令和 7 年 5 月 19 日